平成２３年（フ）第３７６号
福井市勝見３丁目11―28、住民票上の住所福井県あわら市舟津第９号８番地
債務者　間宮　靖裕
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３７７号
福井市福１丁目1602番地
債務者　小林　正人
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３８５号
福井市福新町2007番地　福団地Ｅ棟303号室、旧住所福井市引目町第１号33番地
債務者　吉田　利子
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３８９号
福井市運動公園２丁目1001番地　社団地県営住宅２号104、旧住所福井市本堂町第45号１番地46
債務者　山口由美子
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３９３号
福井県あわら市西温泉２丁目209番地
債務者　近藤友里恵
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３９４号
福井市本堂町第40号１番地18
債務者　髪井　育代
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第６０号
福井県三方郡美浜町久々子第42号１番地の４
債務者　池上まゆみ
1　決定年月日時　平成23年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２３年（フ）第２８４号
徳島県徳島市万代町５丁目６番地の４、旧住所徳島県阿波市吉野町柿原字植松108番地22
債務者　平　　富次
1　決定年月日時　平成23年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１７４号
福岡県飯塚市平恒115番地６　市営平恒新町住宅14号
債務者　尾賀　敏樹
1　決定年月日時　平成23年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２３年（フ）第１８０号
福岡県飯塚市菰田東１丁目７番46号
債務者　松井　憂子
1　決定年月日時　平成23年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２３年（フ）第５００号
大分市大字上宗方1591番地の19
債務者　林　　弘美
1　決定年月日時　平成23年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第４６９号
盛岡市みたけ５丁目８番12号、旧住所盛岡市月が丘３丁目32番39号　メゾンドルミエール201号
債務者　瀧田　里美
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第７４７号
千葉県流山市大字鰭ケ崎1731番地の２　レストインピースⅡ―102
債務者　隈原　洋介
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第７７３号
千葉県柏市若柴６番地28　エステートピアグレイス101号
債務者　昼間セイ子
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第７７６号
千葉県我孫子市我孫子１丁目17番23―1104号
債務者　小林　久則
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第７７７号
千葉県柏市手賀554番地
債務者　小野里良雄
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第７８０号
千葉県松戸市新松戸６丁目284番地　ウィルモア新松戸Ａ105号
債務者　石川　圭一
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部